

介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会
 〒420-8558
 静岡市葵区春日2丁目4番34号
 TEL 054-253-5580
 平日対応時間帯 9:00~12:00 13:00~17:00
 [インターネット]
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>
 静岡県国保連合会 検索

介護保険施設等における居住費の負担限度額見直しについて

令和6年8月1日より、特定入所者介護（予防）サービス費における居住費の負担限度額・基準費用額の見直しが施行されます。

介護保険施設等における居住費の負担限度額が 令和6年8月1日から変わります

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への補助（補足給付）を行っています。

※補足給付は、原則、世帯全員（世帯を分離している配偶者を含みます）が市町村民税非課税の方が対象です。

！ 近年の高齢者世帯の光熱・水道費などや在宅で生活する方との公平性等を総合的に勘案し、令和6年8月から、居住費の負担額が60円（日額）引き上げられます。
 ※従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにします。

利用者負担段階	補足給付の主な対象者 <small>※扶養親族も含む</small>	預貯金額（夫婦の場合）
第1段階	生活保護受給者	要件なし
	世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	世帯全員が 年金収入金額 ^(a) ＋合計所得金額80万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①	世帯全員が 市町村民税 年金収入金額 ^(a) ＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②	非課税 年金収入金額 ^(a) ＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下

※社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業も対象となる場合があります。（事業を実施していない社会福祉法人等もあります。）

負担限度額 （負担いただく 日額）		第1段階		第2段階		第3段階①・②	
		令和6年 7月まで	令和6年 8月から	令和6年 7月まで	令和6年 8月から	令和6年 7月まで	令和6年 8月から
多床室	特費等	0円 ▶	0円	370円 ▶	430円	370円 ▶	430円
	老健・ 医療院等	0円 ▶	0円	370円 ▶	430円	370円 ▶	430円
従来型個室	特費等	320円 ▶	380円	420円 ▶	480円	820円 ▶	880円
	老健・ 医療院等	490円 ▶	550円	490円 ▶	550円	1,310円 ▶	1,370円
ユニット型個室的 多床室		490円 ▶	550円	490円 ▶	550円	1,310円 ▶	1,370円
ユニット型個室		820円 ▶	880円	820円 ▶	880円	1,310円 ▶	1,370円

補足給付の対象ではない方 ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。
 居住費に要する平均的な費用の額（基準費用額）についても、60円（日額）引き上げられます。



当該リーフレットについては、厚生労働省ホームページ^(※1)に掲載されていますので、介護保険サービス利用者等に新制度についてご説明する際に御活用いただきますようお願いいたします。

(※1) リーフレット掲載場所：(厚生労働省ホームページ)ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 重要なお知らせ
 ・介護保険施設等における居住費の負担限度額が令和6年8月1日から変わります。（周知用リーフレット）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000778218.pdf>

請求事務を担当される方は、御一読願います

別紙

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和6年7月まで）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
			預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

	基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費	1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】	
居住費	多床室	特養等	0円（0万円）	370円（1.1万円）	370円（1.1万円）	370円（1.1万円）
		老健・医療院等	0円（0万円）	370円（1.1万円）	370円（1.1万円）	370円（1.1万円）
	従来型個室	特養等	320円（1.0万円）	420円（1.3万円）	820円（2.5万円）	820円（2.5万円）
		老健・医療院等	1,668円（5.1万円）	490円（1.5万円）	1,310円（4.0万円）	1,310円（4.0万円）
	ユニット型個室の多床室	1,668円（5.1万円）	490円（1.5万円）	490円（1.5万円）	1,310円（4.0万円）	1,310円（4.0万円）
	ユニット型個室	2,006円（6.1万円）	820円（2.5万円）	820円（2.5万円）	1,310円（4.0万円）	1,310円（4.0万円）

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和6年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
			預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

	基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費	1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】	
居住費	多床室	特養等	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院等	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	特養等	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	880円（2.7万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室の多床室	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室	2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）

請求事務を担当される方は、御一読願います

郵便料金の改定について

令和6年10月1日から郵便料金に変更されます。

郵便物を送付される際は、料金不足が生じないように郵便料金に御留意願います。

(郵便料金については郵便局ホームページでご確認ください。)

特に、郵便料金改定前に購入されたレターパック封筒を使用される場合は、必ず

差額分の切手を貼付して送付願います。

なお、料金不足が生じた場合には別途請求させていただきます。



担当：総務部総務課 職員厚生係
TEL：054-253-5530